

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第一条関係）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第二条関係）	・ ・ ・ ・ ・	16

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（営外手当） 第十八条（略） 2 前項の営外手当の額は、月額<u>六千六百八十円</u>とする。 3（略） （期末手当及び勤勉手当） 第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十五</u>」とある	（営外手当） 第十八条（略） 2 前項の営外手当の額は、月額<u>六千二百円</u>とする。 3（略） （期末手当及び勤勉手当） 第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十</u>」とある

るのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、

のは「百分の六十七・五」と、「百分の百、」とあるのは「百分の五十七・五、」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十七・五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十七・五」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の五十七・五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十七・五（特定管理職員にあつては百分の五十七・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 (略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、

一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

- 2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十五万七千百円とする。
- 3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

- 2 前項の学生手当の月額は、十三万三千三百円とする。
- 3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

- 2 前項の生徒手当の月額は、十一万七千九百円とする。

一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 (略)

- 2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十四万六千円とする。
- 3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

- 2 前項の学生手当の月額は、十二万二百円とする。
- 3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

- 2 前項の生徒手当の月額は、十万六千九百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4
(略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4
(略)

改正案					現行							
別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）					別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）							
職員の区分	職務の級		級	俸給月額	2	級	俸給月額	職員の区分	職務の級		級	俸給月額
	号	俸							号	俸		
1 2 3 4	1	円	219,700	円	337,600	円	337,600	1	円	207,400	円	332,200
	2		221,400		339,600		339,600	2		209,100		334,400
	3		222,900		341,600		341,600	3		210,700		336,500
	4		224,400		343,600		343,600	4		212,400		338,500
5 6 7 8	5		226,100		345,600		345,600	5		214,200		340,600
	6		227,400		347,200		347,200	6		215,800		342,400
	7		228,600		348,800		348,800	7		217,500		344,200
	8		229,900		350,300		350,300	8		219,100		345,800
9 10 11 12	9		231,600		351,800		351,800	9		220,900		347,500
	10		233,300		353,800		353,800	10		222,800		349,600
	11		235,000		355,800		355,800	11		224,700		351,700
	12		236,600		357,700		357,700	12		226,600		353,800
13 14 15 16	13		238,100		359,600		359,600	13		228,100		355,900
	14		240,100		361,500		361,500	14		230,100		357,900
	15		242,000		363,300		363,300	15		232,100		359,900
	16		243,900		364,900		364,900	16		234,100		361,900
17 18 19 20	17		245,600		366,500		366,500	17		235,900		363,500
	18		248,000		368,300		368,300	18		238,600		365,400
	19		250,400		370,100		370,100	19		241,300		367,200
	20		252,800		371,900		371,900	20		244,000		369,200
21 22 23 24	21		255,200		373,500		373,500	21		246,600		370,800
	22		257,600		375,400		375,400	22		249,400		372,700
	23		259,900		377,100		377,100	23		252,000		374,500
	24		262,100		378,800		378,800	24		254,700		376,400
25 26 27 28	25		264,300		380,100		380,100	25		257,000		377,700
	26		266,500		381,900		381,900	26		259,400		379,500
	27		268,900		383,700		383,700	27		261,900		381,300
	28		271,000		385,600		385,600	28		264,100		383,200
29 30	29		273,300		387,400		387,400	29		266,600		385,000
	30		275,600		389,200		389,200	30		268,900		386,900

	144 145	417,100 417,300	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基 俸給月額	基 俸給月額
		準 275,300 円	準 332,200 円

	144 145	416,000 416,200	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基 俸給月額	基 俸給月額
		準 274,300 円	準 331,100 円

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の区分	階級	陸海空		陸海空		補給		1等海佐		2等陸佐		3等陸佐		1等陸尉		2等陸尉		3等陸尉		准陸尉		陸曹長		1等陸曹		2等陸曹		3等陸曹		陸士長		1等海士		2等海士																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		將	將	補	補	1等	2等	3等	2等	3等	准	准	陸	1等	2等	3等	2等	3等	陸士	1等	2等	3等	陸士	1等	2等	3等	陸士	1等	2等	3等	陸士	1等	2等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
																																		空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空	空

行

現

再任用職員 以外の職員	57	484,300	463,100	434,400	379,400	351,700	330,400	327,800	321,600	321,200	313,600	295,900
	58	484,900	464,000	435,400	381,200	353,400	332,200	329,600	323,200	322,800	315,100	297,200
	59	464,900	455,500	436,400	355,100	333,900	333,900	331,300	324,800	324,400	316,600	298,500
	60	465,800	437,400	385,000	356,800	335,600	335,600	333,000	326,400	326,000	318,100	299,800
	61	486,700	466,800	438,200	386,600	358,600	337,400	334,900	327,900	327,500	319,500	300,600
	62	487,200	467,400	439,000	388,400	360,300	339,300	336,800	329,800	329,300	320,800	301,900
	63	487,700	468,000	439,200	390,200	362,000	341,200	338,700	331,700	330,900	322,100	303,200
	64	488,200	468,600	440,600	392,000	363,700	343,100	340,700	333,700	332,700	323,400	304,500
	65	488,700	469,200	441,200	393,500	365,100	345,000	342,200	335,200	334,300	324,700	305,600
	66	489,200	469,700	442,000	395,100	366,800	346,800	343,800	336,800	335,300	325,100	306,600
	67	489,700	470,200	442,800	396,700	368,500	348,600	345,500	338,500	337,400	327,500	307,600
	68	490,200	470,700	443,600	398,300	370,200	350,400	347,200	340,200	339,000	328,900	308,800
	69	490,700	471,200	444,300	399,900	371,700	352,200	348,500	341,500	340,400	330,100	309,600
	70	491,200	471,700	445,100	401,500	373,400	353,800	349,300	344,900	342,100	331,500	310,800
	71	491,700	472,200	445,900	402,500	375,200	355,400	350,300	346,600	343,600	332,900	310,800
	72	492,200	472,700	446,700	403,800	377,000	357,100	353,900	348,300	346,500	334,300	311,400
	73	492,700	473,200	447,300	405,000	378,500	358,600	355,500	349,300	347,000	335,600	332,000
	74	493,200	473,700	448,100	406,200	380,300	360,300	357,300	350,000	348,800	337,000	337,000
	75	493,700	474,200	449,000	407,400	382,100	362,000	359,100	351,700	350,600	338,400	338,400
	76	494,200	474,700	449,700	408,600	383,900	363,700	360,900	353,400	352,400	339,800	339,800
	77	494,700	475,200	450,300	409,600	385,700	365,300	362,600	355,200	354,000	341,200	341,200
	78	495,200	475,700	451,000	410,700	387,400	367,000	364,300	356,900	355,600	342,700	342,700
	79	495,700	476,200	451,700	411,800	389,100	368,700	366,000	358,600	357,200	344,200	344,200
	80	496,200	476,700	452,400	412,900	390,800	370,400	367,700	360,300	358,800	345,700	345,700
	81	496,500	477,200	453,000	413,900	392,300	372,100	369,300	361,800	360,500	347,000	347,000
	82	477,700	453,600	414,700	393,800	373,900	370,800	363,400	361,900	348,400	348,400	348,400
	83	478,200	454,200	415,500	395,300	375,700	372,300	365,000	363,300	349,800	349,800	349,800
	84	478,700	454,800	416,300	396,800	377,500	373,800	366,600	364,700	351,200	351,200	351,200
	85	479,200	455,300	416,900	398,400	379,100	375,200	368,000	366,200	352,500	352,500	352,500
	86	479,700	455,900	417,700	399,700	380,700	376,600	369,100	367,500	353,800	353,800	353,800
	87	480,200	456,500	418,500	401,000	382,300	378,000	370,500	368,800	355,100	355,100	355,100
	88	480,700	457,100	419,300	402,300	383,900	379,400	372,200	370,100	356,400	356,400	356,400
	89	481,200	457,500	420,000	403,400	385,300	380,800	373,400	371,400	357,600	357,600	357,600
	90	481,700	458,000	420,900	404,600	386,800	382,300	375,100	373,000	358,800	358,800	358,800
	91	482,200	458,500	421,800	405,800	388,300	383,800	376,600	374,600	360,000	360,000	360,000
	92	482,700	459,000	422,700	407,000	389,800	385,300	378,100	378,100	361,200	361,200	361,200
	93	483,200	459,500	423,400	408,200	391,400	386,800	379,500	379,500	377,600	362,300	362,300
	94	483,700	460,000	424,200	409,100	392,900	388,500	381,100	379,100	379,100	363,500	363,500
	95	484,200	460,500	425,000	410,000	394,400	390,200	382,700	382,700	380,600	364,400	364,400
	96	484,700	461,000	425,800	410,900	395,900	391,800	384,300	384,300	382,100	365,900	365,900
	97	485,200	461,500	426,400	411,800	397,300	393,400	386,000	386,000	383,600	367,100	367,100
	98	485,700	462,000	427,100	412,700	398,700	394,700	387,300	387,300	384,800	368,100	368,100
	99	486,200	462,500	427,800	413,600	400,100	396,000	388,600	388,600	386,000	369,100	369,100
	100	486,700	463,000	428,500	414,500	401,500	397,300	389,900	389,900	387,200	370,100	370,100
	101	487,000	463,500	429,200	415,300	402,700	398,500	391,000	388,200	370,900	370,900	370,900
	102	487,500	464,000	429,900	416,100	403,700	399,500	392,100	389,000	371,800	371,800	371,800
	103	488,000	464,500	430,600	416,900	404,700	400,500	393,200	389,500	372,700	372,700	372,700
	104	488,500	465,000	431,300	417,700	405,700	401,500	394,300	390,600	373,600	373,600	373,600
	105	489,000	465,500	432,100	418,500	406,500	402,400	395,100	391,300	374,500	374,500	374,500
	106	489,500	466,000	432,700	419,400	407,500	403,500	396,100	392,100	375,400	375,400	375,400
	107	490,000	466,500	433,300	420,300	408,500	404,600	397,100	392,900	376,300	376,300	376,300
	108	490,500	467,000	433,900	421,200	409,500	405,700	398,100	393,800	377,200	377,200	377,200
	109	491,000	467,500	434,500	421,900	410,400	406,600	399,200	394,500	377,900	377,900	377,900
	110	491,500	468,000	435,100	422,700	411,300	407,500	400,000	395,300	378,700	378,700	378,700
	111	492,000	468,500	435,700	423,500	412,200	408,400	400,800	396,100	379,500	379,500	379,500
	112	492,500	469,000	436,300	424,300	413,100	409,300	401,600	396,900	380,300	380,300	380,300
	113	493,000	469,500	436,900	424,900	414,000	410,300	402,500	397,700	381,200	381,200	381,200
	114	493,500	470,000	437,400	425,600	414,900	411,300	403,500	398,500	382,100	382,100	382,100
	115	494,000	470,500	438,000	426,300	415,800	412,300	404,100	399,300	383,000	383,000	383,000
	116	494,500	470,500	438,600	427,000	416,700	413,300	404,900	400,100	384,000	384,000	384,000
	117	495,000	471,000	439,100	427,700	417,600	414,100	405,800	400,900	385,000	385,000	385,000
	118	495,500	471,500	439,600	428,400	418,300	415,000	406,600	401,700	386,000	386,000	386,000
	119	496,000	472,000	440,100	429,100	419,100	415,900	407,500	402,500	387,000	387,000	387,000
	120	496,500	472,500	440,600	429,800	419,900	416,800	408,200	403,300	388,000	388,000	388,000
	121	497,000	473,000	441,100	430,400	420,700	417,500	409,100	404,100	389,000	389,000	389,000
	122	497,500	473,500	441,600	431,100	421,500	418,300	409,900	404,900	390,000	390,000	390,000
	123	498,000	474,000	442,100	431,800	422,300	419,100	410,700	405,700	391,000	391,000	391,000
	124	498,500	474,500	442,600	432,500	423,100	420,000	411,500	406,500	392,000	392,000	392,000

再任用職員	125																			
	126																			
	127																			
	128																			
	129																			
	130																			
	131																			
	132																			
	133																			
	134																			
	135																			
	136																			
	137																			
	138																			
	139																			
140																				
141																				
142																				
143																				
144																				
145																				
再任用職員		-	-	505,900	462,500	447,500	392,500	354,000	336,300	305,200	288,000	282,300	282,100	275,600	274,100	265,900	248,800	-	-	

行

- 備考一 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- 二 この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考一の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- 三 この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- 四 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤務すること困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

現

改 正 案

再任用職員 以外の職員	57	518,500	485,800	464,700	438,200	381,800	354,800	333,900	331,200	324,300	316,900	300,300
	58	486,000	465,600	437,100	383,600	356,500	335,500	332,900	332,900	325,900	318,200	301,400
	59	487,000	466,500	358,200	358,200	337,100	334,600	327,300	327,300	326,800	319,500	302,500
	60	467,600	438,900	387,400	359,900	338,700	336,300	328,800	328,200	320,800	303,700	
	61	488,200	468,400	439,700	389,000	361,600	340,300	337,900	330,200	323,700	322,200	304,500
	62	488,700	469,000	440,500	390,700	363,200	339,600	331,900	331,900	323,400	323,400	305,600
	63	489,200	469,600	441,300	392,400	364,800	344,100	341,300	333,600	324,600	324,600	306,700
	64	489,700	470,200	394,200	366,400	346,000	343,000	335,400	333,400	325,900	325,900	307,800
	65	490,100	470,700	442,700	395,700	367,800	347,700	344,500	336,900	326,000	326,900	308,800
	66	490,600	471,200	443,500	397,300	369,400	349,500	350,700	338,500	327,500	328,100	309,700
	67	491,100	471,700	444,300	398,900	371,000	351,300	347,700	340,100	329,000	329,000	310,600
	68	492,200	472,200	445,100	400,500	372,600	353,100	349,400	341,800	330,500	330,500	311,500
	69	492,100	472,600	445,700	402,100	374,100	354,900	350,700	343,100	331,900	331,700	312,300
	70	492,600	473,100	446,500	403,300	375,800	356,500	352,400	344,500	333,600	333,100	312,800
	71	493,100	473,600	447,300	404,500	376,800	358,100	354,100	346,500	335,300	334,500	313,300
	72	493,600	474,100	448,100	405,700	379,200	359,700	355,800	348,200	337,000	335,900	313,800
	73	494,100	474,600	448,700	406,800	380,700	361,100	357,400	349,800	348,500	337,200	314,100
	74	494,600	475,100	449,500	407,900	382,500	362,800	359,200	351,500	350,300	338,600	
	75	495,100	475,600	450,300	409,000	384,300	364,500	361,000	353,200	352,100	340,000	
	76	496,600	476,100	451,100	410,200	386,100	366,200	362,800	354,900	353,900	341,400	
	77	496,100	476,600	451,700	411,200	387,900	367,700	364,500	356,600	355,500	342,800	
	78	496,600	477,100	452,400	412,300	389,500	369,400	366,200	358,200	357,000	344,200	
	79	497,100	477,600	453,100	413,400	391,100	371,100	367,900	359,800	358,500	345,600	
	80	497,600	478,100	453,800	414,500	392,700	372,800	369,600	361,400	360,000	347,000	
	81	497,900	478,600	454,400	415,500	394,100	374,500	371,100	362,900	361,600	348,300	
	82	479,100	455,000	416,200	395,600	376,200	372,600	364,500	364,500	363,000	349,600	
	83	479,600	455,600	416,900	397,100	377,900	374,100	366,100	366,100	364,400	350,900	
	84	480,100	456,200	417,700	398,600	379,600	375,600	367,700	366,800	365,800	352,300	
	85	480,600	456,700	418,300	400,200	381,200	376,300	369,100	367,300	365,600	353,600	
	86	481,100	457,300	419,100	401,400	382,700	378,500	370,100	368,600	367,900	354,900	
	87	481,600	457,900	419,900	402,600	384,200	379,700	371,700	369,900	368,200	355,200	
	88	482,100	458,500	420,700	403,800	386,700	381,100	373,000	371,200	367,500	357,500	
	89	482,600	458,900	421,400	404,900	387,100	382,300	374,400	372,300	372,300	358,700	
	90	483,100	459,400	422,300	406,100	388,600	383,800	375,900	373,800	373,800	359,800	
	91	483,600	459,900	423,200	407,300	390,100	385,300	377,400	375,400	375,400	360,900	
	92	484,100	460,400	424,100	408,500	391,600	386,800	378,900	377,000	377,000	362,000	
	93	484,600	460,900	424,800	409,600	393,200	388,200	380,300	378,400	378,400	363,100	
	94	485,100	461,400	425,600	410,500	394,600	389,900	381,900	379,900	379,900	364,300	
	95	485,600	461,900	426,400	411,400	396,000	391,600	383,500	381,400	381,400	365,500	
	96	486,100	462,400	427,200	412,300	397,400	393,300	385,100	382,900	382,900	366,700	
	97	486,600	462,900	427,800	413,200	398,800	394,800	386,800	394,800	384,400	367,900	
	98	487,100	463,400	428,500	414,100	400,100	396,100	388,100	388,100	385,900	368,900	
	99	487,600	463,900	429,200	415,000	401,500	397,400	389,400	389,400	386,800	369,900	
	100	488,100	464,400	429,900	415,900	402,900	398,700	390,700	390,700	388,000	370,900	
	101	488,600	464,900	430,600	416,800	404,100	399,900	391,800	389,000	389,000	371,700	
	102	488,900	465,400	431,300	417,400	405,000	400,900	392,800	389,800	389,800	372,600	
	103	489,400	465,900	432,000	418,200	406,000	401,900	393,900	393,900	390,600	373,500	
	104	489,900	466,400	432,700	419,000	407,000	402,900	395,000	395,000	391,400	374,400	
	105	490,200	466,800	433,400	419,800	407,800	403,700	395,800	395,800	392,000	375,200	
	106	490,300	466,900	434,000	420,700	408,800	404,800	396,800	396,800	392,800	376,000	
	107	490,400	467,000	434,600	421,600	409,800	405,900	397,800	397,800	393,600	377,000	
	108	490,500	467,100	435,200	422,500	410,800	407,000	398,800	398,800	394,400	377,900	
	109	490,600	467,200	435,800	423,200	411,700	407,900	399,900	399,900	395,200	378,600	
	110	490,700	467,300	436,400	424,000	412,600	408,800	400,700	396,000	396,000	379,400	
	111	490,800	467,400	437,000	424,800	413,500	409,700	401,500	396,800	396,800	380,200	
	112	490,900	467,500	437,600	425,600	414,400	410,600	402,300	397,600	397,600	381,000	
	113	491,000	467,600	438,100	426,200	415,300	411,600	403,200	398,400	398,400	381,900	
	114	491,100	467,700	438,700	426,900	416,200	412,600	404,000	399,200	399,200		
	115	491,200	467,800	439,300	427,600	417,100	413,600	404,800	400,000	400,000		
	116	491,300	467,900	428,300	418,000	418,000	414,600	405,600	400,800	400,800		
	117	491,400	429,000	419,800	429,000	418,800	415,300	406,500	401,600	401,600		
	118	491,500	429,100	419,900	429,100	418,900	415,400	406,600	401,700	401,700		
	119	491,600	429,200	420,000	419,000	419,000	415,500	406,700	401,800	401,800		
	120	491,700	429,300	420,100	419,100	419,100	415,600	406,800	401,900	401,900		
	121	491,800	429,400	420,200	419,200	419,200	415,700	406,900	402,000	402,000		
	122	491,900	429,500	420,300	419,300	419,300	415,800	407,000	402,100	402,100		
	123	492,000	429,600	420,400	419,400	419,400	415,900	407,100	402,200	402,200		
	124	492,100	429,700	420,500	419,500	419,500	416,000	407,200	402,300	402,300		

	125							445,000	434,400	425,000	422,100	413,100	408,000						
	126							445,600	435,100	425,700	422,900	413,900	408,900						
	127							446,200	435,800	426,400	423,700	414,700	409,800						
	128							446,800	436,500	427,100	424,500	415,500	410,700						
	129							447,300	437,100	427,900	425,400	416,400	411,400						
	130							437,800	428,700	428,700	426,200	417,200							
	131							438,500	429,500	429,500	427,000	418,000							
	132							439,200	430,300	427,800	427,800	418,800							
	133							439,800	431,200	428,700	428,700	419,700							
	134							440,500	432,000	429,500	429,500	420,500							
	135							441,200	432,800	430,300	430,300	421,300							
	136							441,900	433,600	431,100	422,100	422,100							
	137							442,500	434,300	431,900	423,000	423,000							
	138							435,200	432,700	435,200	432,700	423,800							
	139							436,100	433,500	436,100	433,500	424,600							
	140							437,000	434,300	437,000	434,300	425,400							
	141							437,700	437,700	437,700	435,100	426,200							
	142							438,500	438,500	438,500	435,900								
	143							439,300	439,300	439,300	436,700								
	144							440,100	440,100	440,100	437,500								
	145							440,800	438,300										
再任用職員		-	-	507,500	464,100	449,000	393,800	355,200	337,400	306,300	289,000	283,300	283,100	276,500	275,000	266,800	250,100	-	-

案
正
改

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地域手当等） 第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。 2 （略） （期末手当及び勤勉手当） 第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、	（地域手当等） 第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。 2 （略） （期末手当及び勤勉手当） 第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、

予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）」には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十三・七五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十八・七五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十八・七五」と、「百分の五十八・七五」

予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）」には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十」、同項の規定により採用され

とあるのは「百分の五十八・七五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては百分の五十八・七五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十六・二五）とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2
5 (略)

た職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2
5 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。